

MI²I コンソーシアム会則（案）

第1章	総則
第2章	組織
第3章	入退会
第4章	秘密情報
第5章	知的財産権
第6章	その他
	附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この会則は、国立研究開発法人 物質・材料研究機構（NIMS）（以下、「機構」という。）と国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）が共同推進する、情報統合型物質・材料開発イニシアティブ（以下、「MI²I」という。）の下で、オープンイノベーションハブ事業として実施するMI²I コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）活動に関して必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 この会則において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各項の定めるところによる。

- 2 この会則において「法人会員」とは次の号に定める機関、組織をいう。
 - (1) 企業、大学等（国立大学法人、公立大学法人、公立大学、国立大学、私立大学及びこれらに準ずる大学研究機関並びに高等専門学校をいう。以下同じ。）及び公的研究機関（国立研究開発法人及びこれらに準ずる研究機関をいう。以下同じ。）であり、「MI²I コンソーシアム趣意書 -活動の理念-」に賛同し、本会則で定める要件を満たし、参加を承認された機関あるいは組織をいう。なお、企業及びその関連会社をひとつの会員とすることはできない。
- 3 この会則において「企業」とは、会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1号に定める会社ならびにこれらに準ずる企業で、実質的な企業活動実績を持つ日本法人であるものをいう。
- 4 この会則において「関連会社」とは、お互いが直接的又は間接的に子会社と親会社の関係若しくはお互いの直接又は間接的な親会社が同じ子会社の会

社同士の関係にある会社をいう。なお、子会社と親会社とは、会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第3号及び第4号の規定ならびに会社法施工規則（平成18年法務省令第12号）第3条に定める会社又はこれらに準ずる企業をいう。

- 5 この会則において「アカデミア会員」とは、大学等に属する個人であり、「MI²I コンソーシアム趣意書 -活動の理念-」に賛同し、本会則で定める要件を満たし、参加を承認された者をいう。
- 6 この会則において「会員」とは、法人会員及びアカデミア会員をいう。
- 7 この会則において「コンソーシアム活動員」とは、法人会員から機構に派遣されてコンソーシアム活動を行う当該法人の役職員等をいう。
- 8 この会則において「年度」とは、国の会計年度をいう。

第2章 組織

（構成及び統括）

第3条 コンソーシアムは、機構の情報統合型物質・材料研究拠点（以下、「拠点」という。）に置く。

- 2 コンソーシアムは、拠点の長（以下「拠点長」という。）が統括する。
- 3 コンソーシアムの構成員は、会員及び機構の理事長が指名する機構の役職員（以下、「機構職員」という。）とする。
- 4 コンソーシアムの運営を円滑に進めるため、コンソーシアムに「幹事会」を置く。
- 5 コンソーシアムの庶務は、拠点の運営統括室が行う。

（幹事会）

第4条 幹事会は、コンソーシアムの運営に関して、次の各号について審議し、拠点長に答申または意見具申する。

- (1) 会員の参加、変更、退会
- (2) 会員資格の審査
- (3) この規約の変更
- (4) 諸規定の制定及び改廃
- (5) コンソーシアムの解散
- (6) 会員の除名

- (7) コンソーシアム事業の実施に関すること
 - (8) 全各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの運営に関する重要な事項
- 2 幹事会会長及びその他の幹事会構成員は、機構職員及び会員の中から拠点長が指名する。
 - 3 幹事会会長は、会務を総理する。
 - 4 幹事会会長は、コンソーシアムの運営に必要な助言を与える者を招聘者として幹事会に参加させることができる。

第3章 入退会

(入会)

- 第5条** コンソーシアムに法人会員として参加を希望する機関及び組織は、法人会員登録申込書（別紙様式1）に必要事項を記載し、拠点長あてに提出しなければならない。
- 2 コンソーシアムにアカデミア会員として参加を希望する個人は、アカデミア会員登録申込書（別紙様式2）に必要事項を記載し、拠点長あてに提出しなければならない。
 - 3 参加を希望する機関及び組織は、法人会員登録申込書と併せて機関及び組織の概要を示す資料を提出しなくてはならない。
 - 4 入会が認められた法人会員及びアカデミア会員に対して、拠点長は、登録承認書を発行する。

(コンソーシアム活動員)

- 第6条** 法人会員は、1名以上のコンソーシアム活動員を指名しなければならない。

(外来研究者)

- 第7条** コンソーシアム活動員及びアカデミア会員は、「国立研究開発法人物質・材料研究機構客員研究者等取扱規定」に則って手続きを行い、外来研究者の身分を持たなくてはならない。

(会員の特典ならびに義務)

- 第8条** 会員は、次の各号に定める拠点の提供物について参加する特典を有する。

(1) 拠点が主催するセミナー及びスクール

2 コンソーシアム活動員は、次の各号に定める拠点の提供物について、拠点が定めた規則に従って、利用する特典を有する。

(1) 拠点が構築するデータプラットフォーム（各種のツールやデータベース）

(2) 拠点が構築する国内外の関連研究者ネットワーク

第9条 会員は、希望する特定の研究テーマについて、機構と共同研究を実施することができる。

2 機構と共同研究の実施を希望する会員は、機構の定めに従って別途共同研究契約を締結する。

第10条 会員はコンソーシアムにおける活動を年度毎に成果報告書として取りまとめ、拠点長あてに提出しなければならない。

2 前項の報告書は公開を原則とするが、拠点長が認めた場合はその限りでない。

(参加申込の非承認)

第11条 拠点長は参加を希望する機関、組織又は個人が、コンソーシアムの趣旨に照らして、会員として適当でないと判断した場合には、当該登録申込を承認しない。

2 前項に該当する場合には、当該登録申込者に対し、拠点長がその旨を文書により通知する。

(会員事項変更)

第12条 会員は、第5条第1項又は第2項の規定により提出した会員登録申込書に記載した事項に変更が生じたときは、別紙様式3の登録事項変更申請書を遅滞なく拠点長あてに提出しなければならない。

2 拠点長が前項の変更内容を承認した場合は、引き続き会員としての地位が保全される。

3 拠点長は、本条第1項の変更により、コンソーシアムの趣旨に照らして、会員としての適格性が失われたと判断した場合には、当該会員登録を取り消すことができる。

(退会)

第13条 会員を継続しないことを希望する機関、組織又は個人は、コンソーシアム会員退会登録申請書（別紙様式4）に必要事項を記載し、拠点長あてに提出しなければならない。

- 2 退会が認められた場合には、拠点長がその旨を文書により通知するが、その時点を持って当該会員の退会が成立するものとする。

(会員の除名)

第 14 条 会員が本会則及び機構の規則等に従わない場合には、拠点長は当該会員を除名することができる。

(反社会的勢力の排除)

第 15 条 会員は、入会時および将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを表明、確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し、又は経営に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員になること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 会員は、自らまたは第三者を利用して、機構、他の会員又はそれらの関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを表明、確約する。
 - 3 会員は、前 2 項の表明、確約に違反した場合又は違反が判明した場合には、拠点長は、何らの催告を要せずに、書面による通知をもって当該会員を除名することができる。

(会員の資格期間)

第 16 条 会員は、登録を認められた日から第 19 条によりコンソーシアムが解散する日まで、第 12 条第 2 項により当該会員を退会する日まで、又は第 12 条第 3 項、第 14 条若しくは第 15 条第 3 項により会員の資格を喪失する日まで会員資格を保有する。

第 4 章 秘密情報

(秘密情報の取扱い)

第 17 条 秘密情報の取扱いについては、別途「MI²I コンソーシアム活動における知的財産権、秘密保持の取扱い」に定める。

第 5 章 知的財産権

(知的財産権の取扱い)

第 18 条 知的財産権の取扱いについては、別途「MI²I コンソーシアム活動における知的財産権、秘密保持の取扱い」に定める。

第 6 章 その他

(解散)

第 19 条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる場合に解散するものとする。

- (1) MI²I 及びそれに関連する事業の全部が終了したとき。
- (2) 会員がいなくなったとき。
- (3) やむを得ない事情によりコンソーシアムの維持が困難と、拠点長が判断したとき。

(賠償免責および損害賠償)

第 20 条 機構は、前条の規定によりコンソーシアムを解散した場合において、これにより会員に生ずる損害については、一切その責任を負わない。

- 2 機構は、会員が所有する研究設備、機材及び資料の滅失又は毀損に対しては、機構の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負わない。
- 3 会員は、機構が所有する研究設備、機材及び資料の滅失又は毀損に対しては、会員の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負わない。

(本会則の正文言語)

第 21 条 この会則の正文は、日本語とする。

附則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

受付 No. _____

平成 年 月 日

情報統合型物質・材料開発イニシアティブ
「コンソーシアム法人会員」登録申込書

法人名	名称：
責任者	所属： 役職： 氏名： 連絡先：
コンソーシアム 活動員※	所属： 役職： 氏名： 連絡先：
参加希望テーマ	
コンソーシアム への期待	(100 字程度)
コンソーシアム への可能な貢献 内容	
連絡先	郵便番号： 住所： 担当者部署： 担当者氏名： 電話番号： E-mail アドレス：

※全員について記載。記載事項が多い場合は、適宜行を追加してください。

受付 No. _____

平成 年 月 日

情報統合型物質・材料開発イニシアティブ
「コンソーシアムアカデミア会員」登録申込書

登録者	所属： 役職： 氏名： 連絡先：
参加希望テーマ	
コンソーシアムへの期待	(100 字程度)
コンソーシアムへの可能な貢献内容	
連絡先	郵便番号： 住所： 担当者部署： 担当者氏名： 電話番号： E-mail アドレス：

受付 No. _____

平成 年 月 日

情報統合型物質・材料開発イニシアティブ
「コンソーシアム会員」登録事項変更申請書

変更事項	会員名 (アカデミア会員は 個人名)	名称：
<input type="checkbox"/>	責任者 (アカデミア会員は個人 情報の変更について記載)	所属： 役職： 氏名： 連絡先：
<input type="checkbox"/>	コンソーシアム 活動員※	所属： 役職： 氏名： 連絡先：
<input type="checkbox"/>	参加希望テーマ	
参加希望 テーマ変 更の場合	コンソーシアム への期待	(100 字程度)
	コンソーシアム への可能な貢献 内容	
<input type="checkbox"/>	連絡先	郵便番号： 住所： 担当者部署： 担当者氏名： 電話番号： E-mail アドレス：

※全員について記載。記載事項が多い場合は、適宜行を追加してください。

受付 No. _____

平成 年 月 日

情報統合型物質・材料開発イニシアティブ

「コンソーシアム会員」退会申請書

会員	名称：
責任者	所属： 役職： 氏名：
退会理由	
連絡先	郵便番号： 住所： 担当者部署： 担当者氏名： 電話番号： E-mail アドレス：

※記載事項が多い場合は、適宜行を追加してください。

MI²I コンソーシアム活動における知的財産権、秘密 保持の取扱い

(趣旨)

第 1 条 この「コンソーシアムにおける知的財産権、秘密保持の取扱い」(以下、「取扱い」) は、MI²I コンソーシアム会則 (以下、「会則」という) 第 17 条及び第 18 条に基づき、MI²I コンソーシアム (以下、「コンソーシアム」という。) における、知的財産権、秘密保持の取り扱いについて必要な事項を取りまとめたものである。

(用語の定義)

第 2 条 この「取扱い」において、「会則」第 2 条に定める用語以外に、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各項の定めるところによる。

- 2 この「取扱い」において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和 60 年法律第 43 号) に規定する回路配置利用権、種苗法 (平成 10 年法律第 83 号) に規定する育成者権及び日本以外の国又は地域 (以下、「国外」) における前記各権利に相当する権利
 - (2) 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び国外における前記各権利に相当する権利
 - (3) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物 (以下、「プログラム等」) の著作権並びに国外における前記各権利に相当する権利
 - (4) 前 3 号に掲げる権利の対象とならない技術情報 (実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む。) のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、機構が特に指定するもの (以下、「ノウハウ」)
- 3 この「取扱い」において「特許等」とは、特許権、実用新案権、回路配置利用権及びこれらを受ける権利ならびに国外における前記各権利に相当する権利をいう。
- 4 この「取扱い」において「発明等」とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権、回路配置利用件及びプログラム等の著作権の対象となる創作、育成者権の対象となる育成ならびにノウハウを使用する権利の対象となる案出を言う。
- 5 この「取扱い」において「発明者等」とは、発明等を案出した者をいう。

- 6 この「取扱い」において「出願」とは、特許など産業財産権（工業所有権）については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、著作権については著作物及び著作権の登録ならびに国外における前記各権利に相当する権利の申請、登録、出願（仮出願を含む）をいう。

（秘密情報）

第3条 秘密情報は次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) コンソーシアムにおける活動に関係して、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下、「機構」という。）または会員が、機構または会員から秘密保持の対象とすべき情報として提供を受けた技術情報または各種情報
 - (2) コンソーシアムの活動において創出された成果であって、拠点長が指定したもの
 - (3) コンソーシアムの活動に関連して、機構と会員の間又は会員相互の間において打ち合わせ等を行った際に、知り得た機構または会員の営業上又は技術上の情報であって、開示の時点で秘密と表明されたもの
 - (4) その他、拠点長が秘密情報と定めたもの
- 2 前項にかかわらず、会員がコンソーシアム外より持ち込んだ情報ならびに当該情報を用いて創出された成果については、当該情報を持ち込んだ会員が当該情報並びに当該成果を秘密情報とするか否かを決定する。
- 3 第1項にかかわらず、秘密情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、秘密情報として取り扱わない。
- (1) 知得時にすでに公知の情報又は知得後に本会則に違反することなく公知となった情報
 - (2) 秘密保持義務を負わない第三者から正当に入手した情報
 - (3) 知得した時点で既に正当に保有していた情報
 - (4) 知得した情報によらないで、独自に開発したことが書面により立証できる情報
 - (5) 法令又は裁判所の命令により、開示を義務づけられる情報
 - (6) 法人会員である企業名、機関名ならびにアカデミア会員の大学名

（秘密保持）

第4条 機構及び会員は、コンソーシアムにおける秘密情報（以下、「秘密情報」という。）をコンソーシアムの秘密として扱い、前条第1項第1号および第3号については開示した機構又は会員の書面による事前の同意、同項第2号については拠点長及び成果を創出した会員の書面による事前の同意、同項第

4号については拠点長の書面による事前の同意がなければ、第三者に提供又は開示すること及びコンソーシアムの活動以外の目的で使用することはできない。ただし、本項の規定に関わらず、第6条に定める条件を満たす場合には、秘密情報を同条に従って情報開示ができるものとする。

- 2 本条の規定は、会員が会員資格を失った後も、もしくは会則第19条の規定によりコンソーシアムが解散した後も、拠点長が別途定める期間内は有効に存続するものとする。

(会員活動における知的財産権の帰属)

第5条 機構及び会員がコンソーシアムの活動において創出した発明等に関する知的財産権は発明者もしくは発明者が所属する機関（以下、「権利者」という。）に帰属し、権利者が出願、維持管理、権利保全の手続き及びその費用負担を行う。

- 2 前項において、権利者が複数いる場合には、発明者の発明等への寄与に応じて、知的財産権の持分を決めることとする。ただし、権利者間で合意した場合にはその限りではない。

(学会発表等の外部への情報開示)

第6条 機構又は会員が、コンソーシアムの活動において創出した成果に関して学会発表など外部に情報を開示する場合は、事前に当該成果を創出した会員及び機構の書面による承諾を受けなければならない。

(本「取扱い」の正文言語)

第7条 この「取扱い」の正文は日本語とする。